

学校教職員の働き方改革 学校部活動の今とこれから



政策課 学校体育室長
藤岡 謙一

本日の内容

1. 教員の働き方改革
2. 部活動の改革
3. 岐阜市への期待

自己紹介

平成11年 文部省(当時)入省

平成17年4月 大臣官房人事課(省内の勤務改善に対応)

平成18年7月 初等中等教育局 財務課 教育財政室 室長補佐
(教員勤務実態調査、教員の勤務改善に対応)

平成21年4月 岐阜県教育委員会 学校支援課長

平成23年4月 岐阜県教育委員会 教職員課長

平成24年4月 初等中等教育局 教職員課 課長補佐

平成26年4月 横浜市立旭中学校長

平成29年4月 初等中等教育局 参事官付 学校運営支援企画官
(教員の働き方改革に対応)

平成30年3月 在中国日本国大使館 参事官

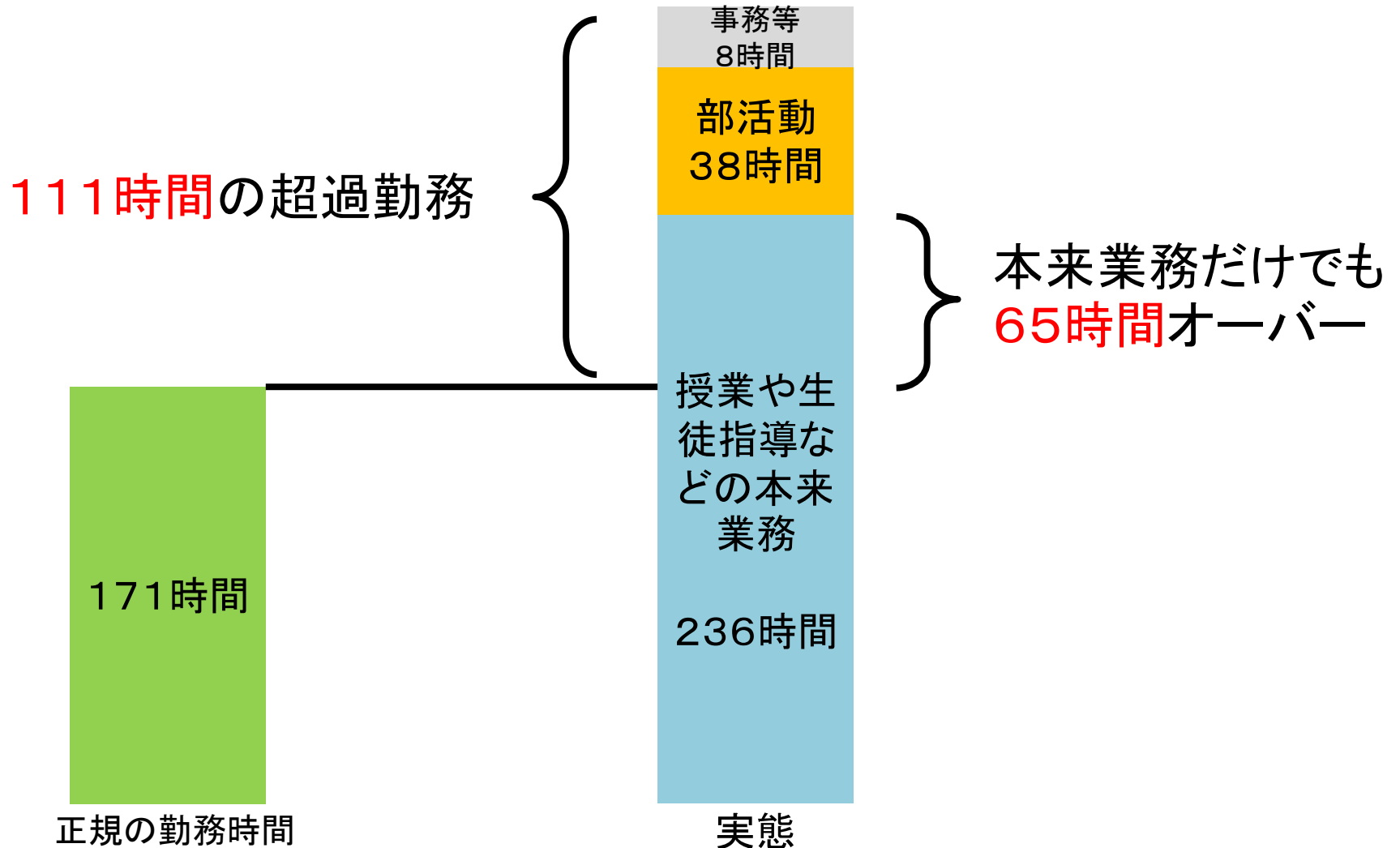
令和 3年4月 現職

1. 教員の働き方改革

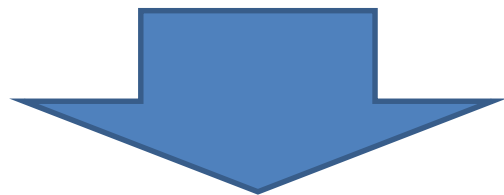
教員の勤務実態

運動部顧問の月間の勤務時間

(平成28年教員勤務実態調査を平日22日、休日8日として集計)



過労死ラインを超える
過酷な勤務



学校教育は持続可能ではない

文部科学省の対応

1. 勤務時間の上限規制の徹底
2. 学校、教員の勤務範囲の明確化

勤務時間の上限規制を告示に格上げ

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学大臣告示）」

服務監督教育委員会は、教員の残業時間を、**月45時間、年360時間（月平均30時間）**以内にするため、業務量の適切な管理を行う。

※自然災害や児童生徒の事故などにより業務量が増大する場合は、月100時間、年720時間。



平均111時間の残業時間を60時間以上削減する必要

学校・教員の業務の明確化



見直しが必要な業務を3つに分類

1. 学校以外が担うべき業務

- 登下校対応
- 学校徴収金
- 放課後、夜間の見回り
- 地域ボランティアとの連絡調整

2. 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- 調査、統計等への回答
- 校内清掃
- 休み時間における対応
- **部活動**

3. 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- 給食時の対応
- 学習評価、成績処理
- 進路指導
- 授業準備
- 学校行事の準備、運営
- 支援が必要な児童生徒、家庭への対応

2. 部活動の見直し

部活動の見直しは
教員の勤務改善の
一丁目一番地

部活動の位置づけ

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」

（中央教育審議会答申）

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」

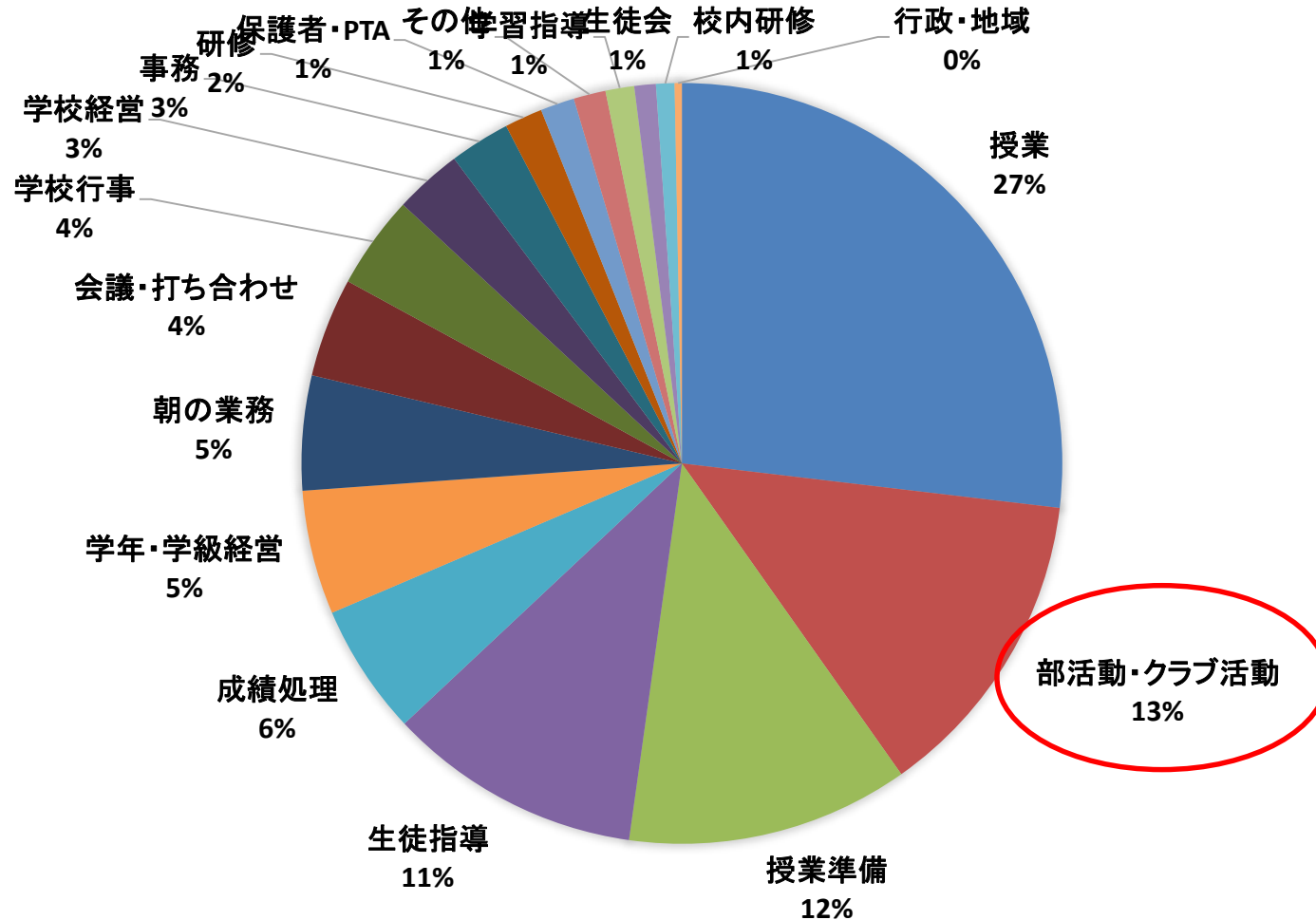
教諭等の標準職務例において、教諭等の業務の縮減を推進する観点から、部活動の記載をしていない



教員の本来業務は、授業、学級経営、生徒指導等。

部活動は、本来業務ではない。

運動部活動の顧問の業務の割合



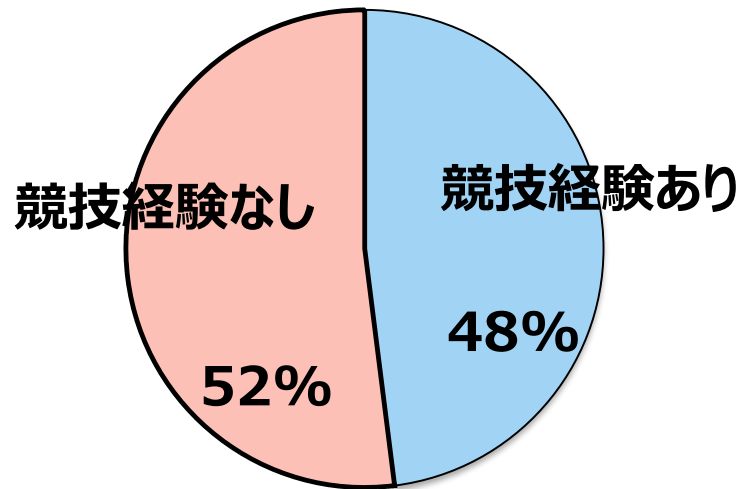
部活動は、授業に次いで多い。
教員にとって最も大切な授業の準備よりも長い。

国の部活動の見直しの方向性

1. 現行部活動の改革

(1) 指導体制の改革

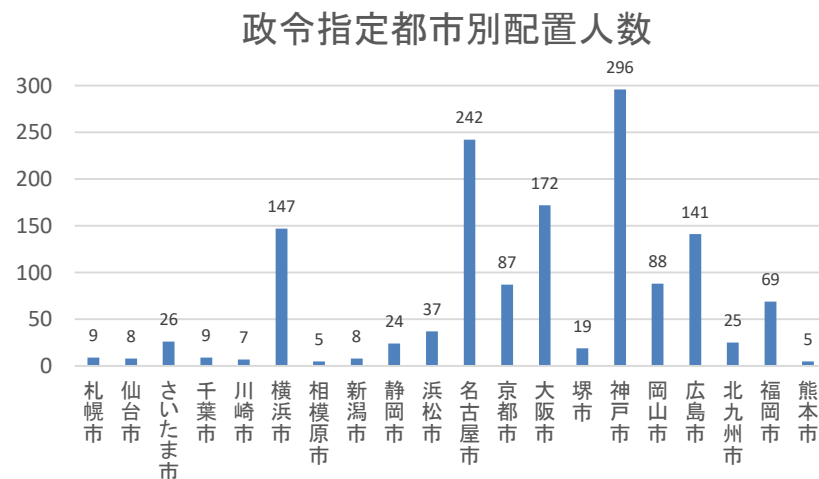
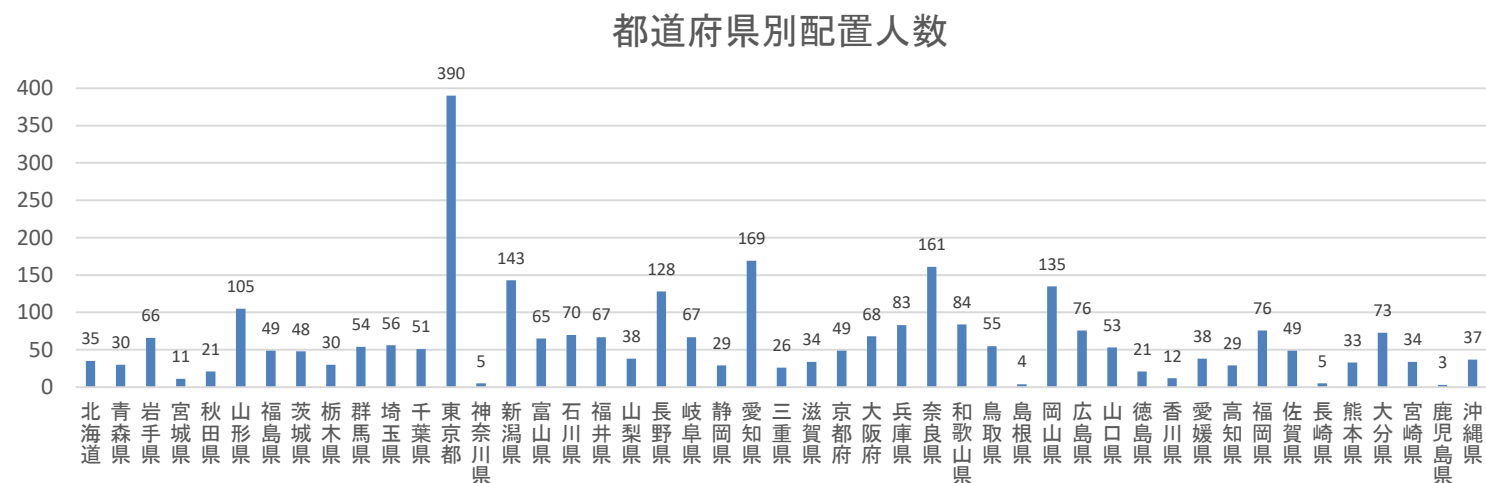
【課題】 顧問の半数以上が、その種目の経験がない。



(出典) 日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」(H26年)

【課題】 部活動指導員の導入に差がある

部活動指導員配置実績：4,389人（令和元年度「補習等のための指導員等派遣事業」）



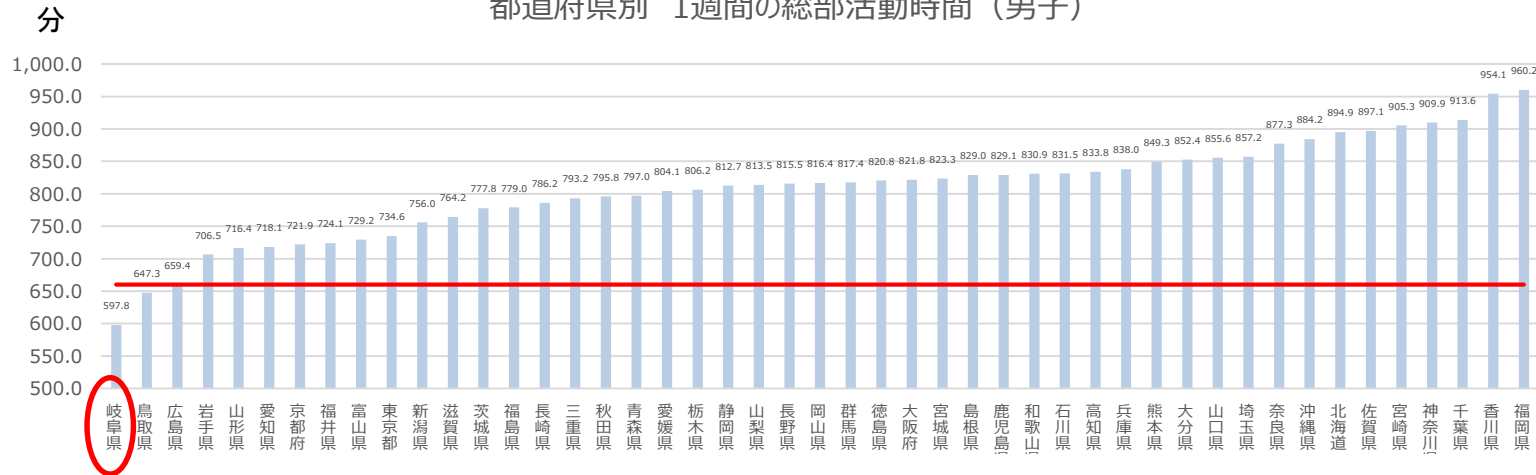
国の施策

部活動指導員・外部指導者の導入促進

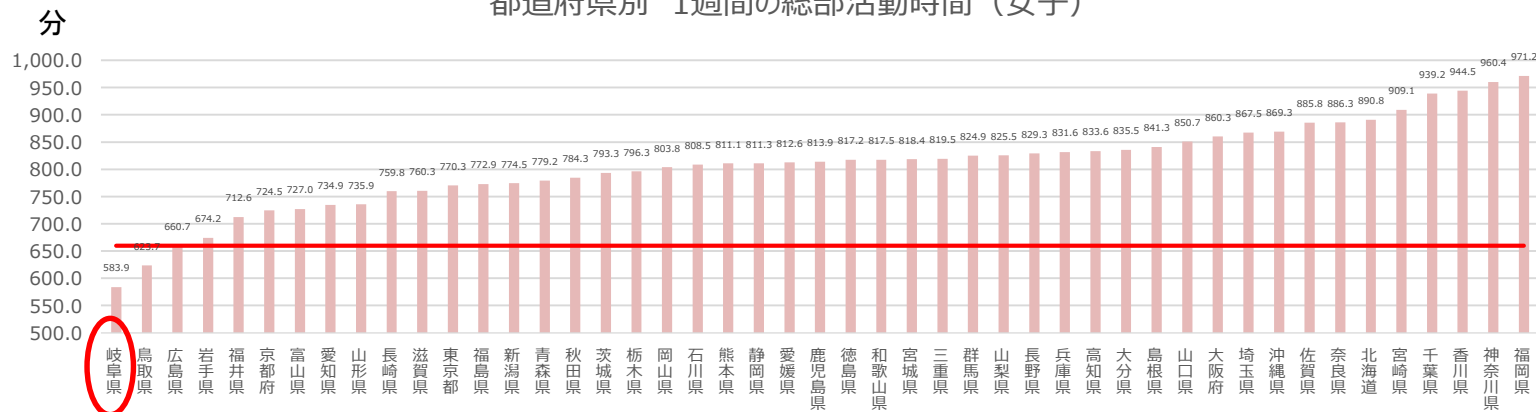
(2) 加熱した部活動の改革

- ・適正な活動時間、休養日を定めたガイドラインが守られていない
(平日2時間・1日は休養日、休日3時間・1日は休養日)

都道府県別 1週間の総部活動時間 (男子)



都道府県別 1週間の総部活動時間 (女子)



ガイドラインで定める
基準 (週11時間
(660分))

(出典：令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

国の施策

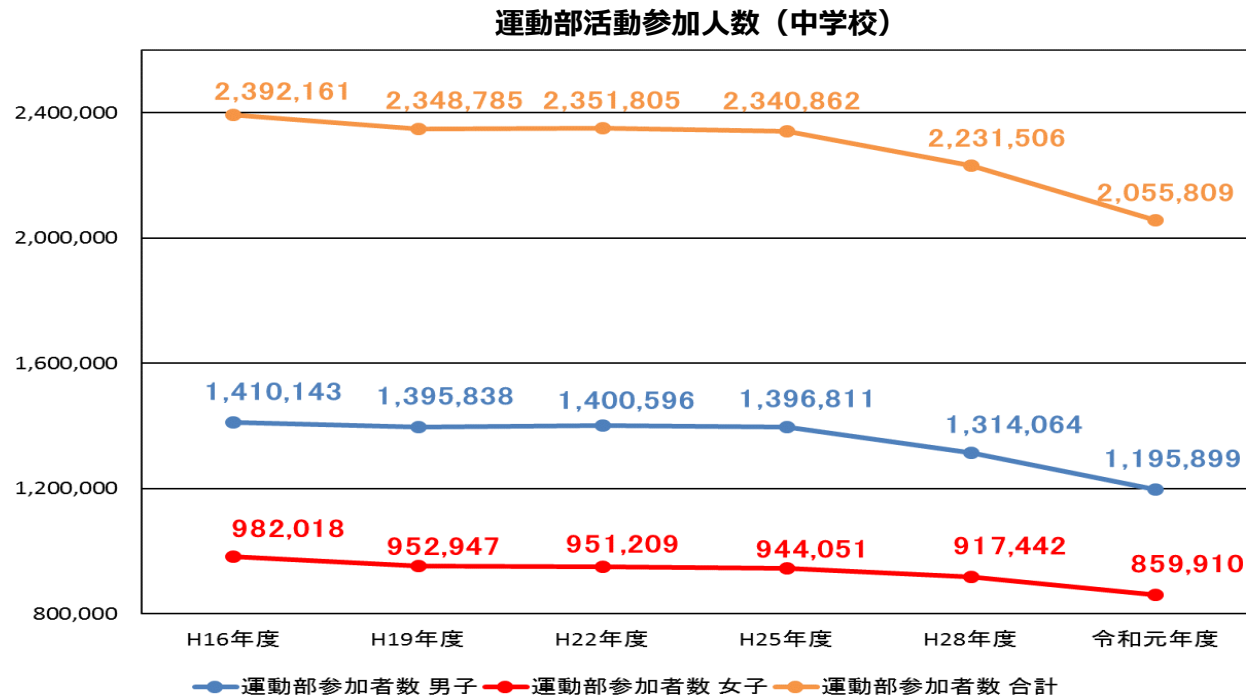
ガイドラインの徹底

国の部活動の見直しの方向性

1. 現行部活動の改革

(3) 適正規模

【課題】 少子化によりチーム競技が成り立たなくなっている



（出典） 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

国の施策

- ・ 学校に設置する部活動数の適正化
- ・ 合同部活動の推進
- ・ 地域のクラブ等との連携

国の部活動の見直しの方向性

2. 学校の部活動の地域への移行

地域移行の方向性が徐々に明確
になっていく

○平成31年1月 中教審答申

地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には**、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

○令和元年11・12月 給与特別措置法の一部改正に対する附帯決議

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、**早期に実現**すること。

○令和2年9月 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について

令和5年度以降、休日の部活動の**段階的な地域移行を図る**とともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

部活動ガイドラインの改訂を含め、更なる取組を進めることが関係者の責務であり、**休日の部活動の段階的な地域移行は、そのための第一歩**である。

地域部活動推進事業

【目的】

休日の部活動の地域への段階的移行に向けて、運営団体や指導者の確保、費用負担などの課題に対応するため実践研究を実施

【委託先】

47都道府県、12政令市

【実施自治体・学校数】

市区町村数 102

拠点校数 223校

※岐阜県では羽島市、下呂市、安八町で実施

【今後】

令和4年度も継続して実施予定

実施自治体、拠点校での取組をモデルとして、県内で横展開

地域移行の目指す姿

単に部活動の実施主体が変わるだけの看板の掛け変えで終わらず、地域への移行を契機として、子供たちだけでなく、地域住民すべてにとって、スポーツに親しむ環境の改善につなげていく。

○誰一人として取り残さないスポーツ環境

個々の志向や体力などに合う様々な形態のスポーツ機会を提供し、障害のある子や運動が苦手な子であっても参加できるようにする。

○多様な人たちの参画による地域活性化

同年齢の者だけでなく、子供や大人、高齢者、障害のある人などと一緒にスポーツ活動を運営し、楽しむ。

○生涯スポーツの基礎

中学生の時の競技成績を争うのではなく、生涯にわたりスポーツに親しむ意識を持ち、健康増進に資するよう、多くの種目を楽しく経験する。

3. 岐阜市への期待

岐阜市では、部活動について、地域との連携や適正な部活動が、これまでも大変積極的に進められてきている。

部活動改革の全国モデルの実現

地域移行の先進モデル(岐阜モデル)の構築

- ・市教委と各学校(校長会)、市内の地域スポーツ団体、競技団体、PTA等との連携(協議組織の構築など)
- ・指導者の確保、育成
- ・学校施設の更なる開放、管理方法
- ・独自の大会(学校対抗戦から地域対抗戦)